

社会福祉法人恵菽会

評議員及び役員の報酬並びに旅費の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵菽会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 理事長とは、定款第15条第2項に規定する理事をいう。
- (4) 常務理事とは、定款第15条第3項に規定する理事をいう。
- (5) 業務執行理事とは、定款第15条第4項に規定する理事をいう。
- (6) 非常勤の役員とは、業務執行理事以外の役員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給基準)

第3条 評議員及び非常勤の役員が、法人の会議等に出席又は業務に従事したときは、役職及び業務内容に応じ、次表により報酬を支給する。

役職名	業務内容	報酬額
理事長	理事長職務及び法人業務	月額60,000円
常務理事	常務理事職務及び法人業務	月額120,000円
評議員	法人の会議及び理事長の依頼による法人業務	日額8,000円
監事	法人の会議及び理事長の依頼による法人業務	日額8,000円
	監査及び指導業務	日額30,000円
評議員選任・解任委員	評議員の選任及び解任業務	日額8,000円

注1：理事長の報酬額は、1日当たり12,000円、月5日の職務遂行を想定し算定したものの

注2：常務理事の報酬額は、1日当たり10,000円、月12日の職務遂行を想定し算定し

たもの

- 2 この法人の職員を兼務し、社会福祉法人恵菽会給与等支給規則又は雇用契約書により報酬等が支給されている役員に対しての報酬は、支給しない。
- 3 評議員及び非常勤の役員に対しては、第1項に掲げる報酬以外の報酬等は、支給しない。

(報酬等の総額)

- 第4条 この法人の非常勤の役員の報酬等の総額は、年間300万円以内とする。
- 2 この法人の監事の報酬等の総額は、年間25万円以内とする。
 - 3 この法人の評議員の報酬等の総額は、年間50万円以内とする。

(交通費)

- 第5条 評議員又は非常勤の役員(理事長及び常務理事を除く。)が、評議員会又は理事会のほか、本会の業務にかかわる会議等(日帰りに限る。)に出席したときは、旅費等支給規則の規定に基づき算出した旅費のうち、交通費に相当する金額を費用弁償として支給する。
- 2 理事長又は常務理事が、職務執行及び法人業務に従事したときは、従事した日数に応じ、旅費等支給規則の規定に基づき算出した旅費のうち、交通費に相当する金額を費用弁償として支給する。

(旅費)

- 第6条 評議員又は非常勤の役員が、理事長の命又は依頼により宮城県外に宿泊を伴う出張をしたときは、旅費等支給規則の規定に基づき旅費を支給する。この場合において第3条に規定する報酬及び前条に規定する交通費は支給しない。

(報酬等、交通費及び旅費の支払時期)

- 第7条 理事長及び常務理事の報酬等、交通費及び旅費は、前月分の実績に応じ翌月21日に支給し、そのほかの評議員及び非常勤の役員については、会議等の度に支給する。

(報酬等、交通費及び旅費の支払方法)

- 第8条 この規程に規定する報酬等、交通費及び旅費は、現金をもって本人に支給する。ただし、希望により、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等の支払額は、源泉所得税を控除した額で支払うものとする。

(雑則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。